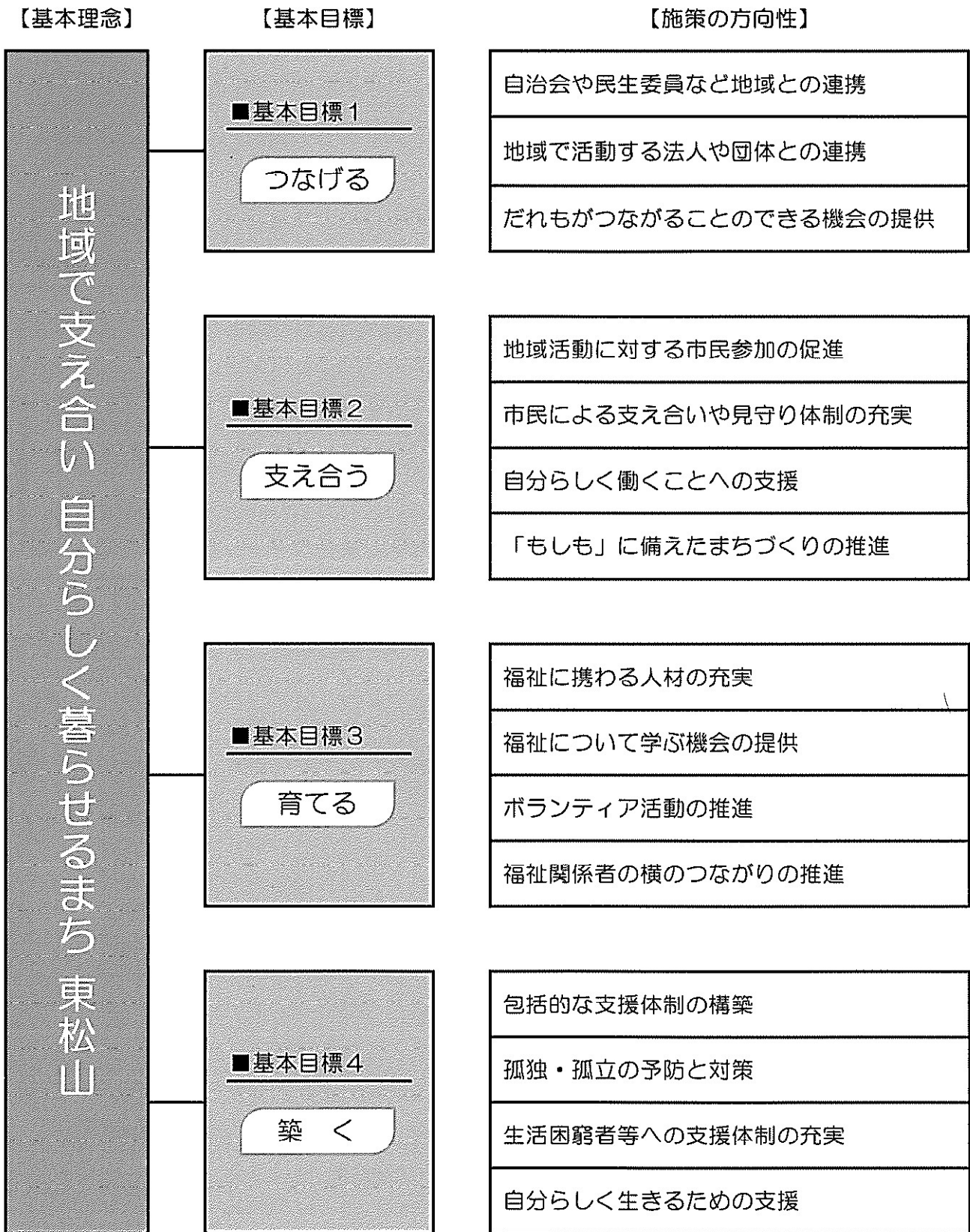


3 施策の体系



第4章 基本目標と施策の展開

第4章の見方

例 示

基本目標4 築く

(1) 包括的な支援体制の構築

目指す姿

施策の方向性の概要を記載

■現状と課題

施策の方向性ごとに現状と課題を整理

■市の主な取組

地域・市民の取組を推進、支援、補完するよう市が進める取組内容を記載

→

→

→

基本目標4 築く

(1) 包括的な支援体制の構築

目指す姿

各分野で既に設置している包括的な支援機関を踏まえ、横断的な課題や制度の隙間にある課題についても、相談や支援ができる体制

■現状と課題

市では、地域包括支援センター（高齢）、基幹相談支援センター（障害）、こども家庭センター（こども）、生活困窮者自立支援機関（生活困窮）など、分野ごとの包括的な支援体制を構築しています。

一方で、相談者の中には、横断的な課題を抱える人や、制度の狭間にある課題を抱える人も多くいることから、既存の包括的な支援機関を活用しつつも、連携を図る取組や、範囲を広げていく取組が求められます。

様々な支援機関が連携して対応する仕組みをつくることで、質の高い多様な支援を行うことができるようになり、制度の利用者だけではなく、支援者にとっても、よりよい環境の整備につながるものと考えられます。

国や県では、これらの課題に取り組むため、重層的支援体制整備事業などの対策を講じています。これらの動向を注視しながら、市においても体制整備を引き続き検討していく必要があります。

また、各論として、犯罪をした人の中には、貧困や障害など様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。地域社会の中で孤立しないよう、再犯防止という観点から、支援体制を構築することが必要です。

■市の主な取組

- 横断的な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、各分野で設置している包括的な支援機関を踏まえ、体制整備を進めます。
- 各分野の支援員同士が連携するための研修や意見交換など対話の場をつくり、現在生じている課題を整理します。
- 重層的支援体制整備事業について、様々な既存の会議体を活用しながら、実施に向けた検討を行います。
- 犯罪をした人や非行のある少年が地域社会に復帰できるよう、保護司や地域福祉関係者、相談支援機関、団体が連携し自立更生の促進を図ります。

基本目標4 築く

(2) 孤独・孤立の予防と対策

目指す姿

- ・ 様々な社会的課題が孤独・孤立に起因するという考え方が浸透している社会
- ・ 孤独・孤立という観点から相談者の課題を整理し、予防や対策を行う体制

■現状と課題

社会全体のつながりが希薄化している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独や孤立の問題が顕在化しており、国や県では「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置するなどして、その対策を講じています。

市においても、孤独や孤立が懸念される方々に対する、様々なライフステージや生活状況に応じた相談体制や支援体制を既に構築しています。これらの取組を継続するとともに、孤独や孤立に着眼した整理や充実を図ることが求められます。

また、孤独や孤立については、必ずしも認知度が高いとは言えず、この問題に悩んでいる方が潜在的に存在する可能性があります。このことから、市民への周知や、官民が連携する仕組みの創設を検討する必要があります。

■市の主な取組

- 既存の会議体を活用するなどして、東松山市においても「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設置を検討します。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等の会議体で、活用できる支援策を整理するとともに、孤独・孤立対策に着目した充実を図ります。
- 国や県から提供される資材を活用し、孤独・孤立対策について必要な広報を行います。
- 内閣府が実施するつながりサポーター養成講座を活用し、孤独・孤立対策に関するつながりサポーター養成の促進・普及を図ります。

基本目標4 築く

(3) 生活困窮者等への支援体制の充実

目指す姿

- ・世帯全体を視野に入れた包括的な課題の整理を行う体制
- ・様々な分野で行われている支援を組み合わせ、その人に合ったプランを作成し、その人に合った自立を目指す本人主体の伴走型支援を行う体制

■現状と課題

令和5年度に生活困窮者自立支援制度を拡充し、生活保護に至る手前の人を対象に、支援プランを協議する支援調整会議を設け、「就労準備に関する支援」「住まいに関する支援」「家計改善に関する支援」を開始しました。また、被保護者に対する年金調査や就労支援を実施し、資産の活用や自立の促進を図りました。

生活困窮には様々な背景や現れ方があり、相談者本人だけではなく、家族も含めた支援が必要な場合も少なくありません。また、自立を目指すためには、本人の強みや力を活かしていくことと、それに合わせて必要な支援を的確に行っていくことが重要です。

そのためには、相談者にどのような課題があり、どのような支援が可能なのか、本人を中心に整理していく体制と地域資源の整備が求められます。これらの課題を話し合い実践していく場が、様々な制度の中で必要です。

国においても、利用対象の範囲を広げたり、制度の相互利用を促したりする取組が進められています。これらの状況を注視しながら「包括的な課題の整理」と「本人主体の伴走型支援」を引き続き強化していくことが必要です。

■市の主な取組

- 庁内外で行われている様々な生活困窮者向けの支援情報を収集し、関係部署間で情報共有します。
- 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議などを活用し、個別支援のプラン内容を複数の視点で協議するとともに、必要な施策や地域資源について意見交換を行います。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化を図り、利用制度が変更した場合でも必要な支援が継続できるように調整を図ります。
- 生活保護制度の運用に当たり、その人に合った自立を実現するため、資産の活用や就労支援、健康管理支援を行います。

基本目標4 築く

(4) 自分らしく生きるための支援

目指す姿

- ・ 住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできるように、多様な分野が連携を図りながら、必要な方に必要な支援を行う体制
- ・ 様々な価値観を理解・共感し、多様性を認め合う社会

■現状と課題

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して、社会参加、地域活動などを行えるようにするためには、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう情報を広く周知することが必要です。

また、日常生活に必要な判断能力が低下すると、毎日の暮らしや仕事に大きな支障が出て、生活を支えられなくなります。本人の個性や価値観をしっかりと理解し、心の豊かさを感じられる生活となるよう支援していくため、成年後見制度の利用促進が重要です。

児童や高齢者、障害者などに対する虐待、性的少数者などに対する差別意識や偏見による人権侵害などの問題が、今もなお、後をたちません。様々な価値観への理解を深めるためにも、研修会、各種媒体等を通じて、人権意識を高めることが大切です。

■市の主な取組

- 障害のある方や家族、高齢者が、一人ひとりの特性に合った福祉サービスを利用できるよう、分かりやすい情報発信を図ります。また、障害のある方が親なき後、地域の中で生活していくための検討を進めます。
- 成年後見制度が必要な人に普及するよう、周知に取り組みます。また、利用する人が多様な選択ができるよう市民後見人の理解促進、育成支援に取り組みます。
- 虐待の防止に向けて、相談体制の充実や、関係機関との連絡体制の構築を図ります。また、虐待の兆候を早期発見し支援に結び付けるため、虐待防止に関する研修等を実施し意識の向上を図ります。
- お互いの人権を尊重しながら一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、講演会・講座等を開催し、意識の向上を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

地域福祉計画は、市民や関係者、関係機関との連携や協力によって推進していきます。このことから、計画の周知に当たっては、広報紙やホームページの活用を図るだけでなく、自治会や民生委員・児童委員等の関係機関に対して、計画の推進に向けた取組について個別に説明を行うなど、積極的な情報提供を行います。

2 関係機関等との連携

(1) 地域

市民が住み慣れた地域で、共に暮らしていくためには、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

市は、住民が地域福祉活動に主体的に参加できるよう、情報提供と人材育成を推進し、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていける地域づくりを進めます。

(2) 東松山市社会福祉協議会

東松山市社会福祉協議会は、地域住民や福祉関係者の参加により福祉サービスの提供や福祉活動に取り組むなど、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。また、関係機関や関係者の調整役としての機能も求められています。

市は、各種事業の支援及び連携強化を推進するとともに、東松山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3) 関係機関

市は、地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの地域活動団体のほか、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの福祉に関係する機関や、商工会や観光協会などの地域の活性化に取り組む組織と、相互に連携や協力を図っていきます。

(4) 庁内の関係部署

福祉ニーズの多様化と複雑化を踏まえ、制度の狭間や複合的な課題の解決と地域づくりを図る観点から、制度や分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の福祉分野に限定されない関係部署との横のつながりをより一層強化します。

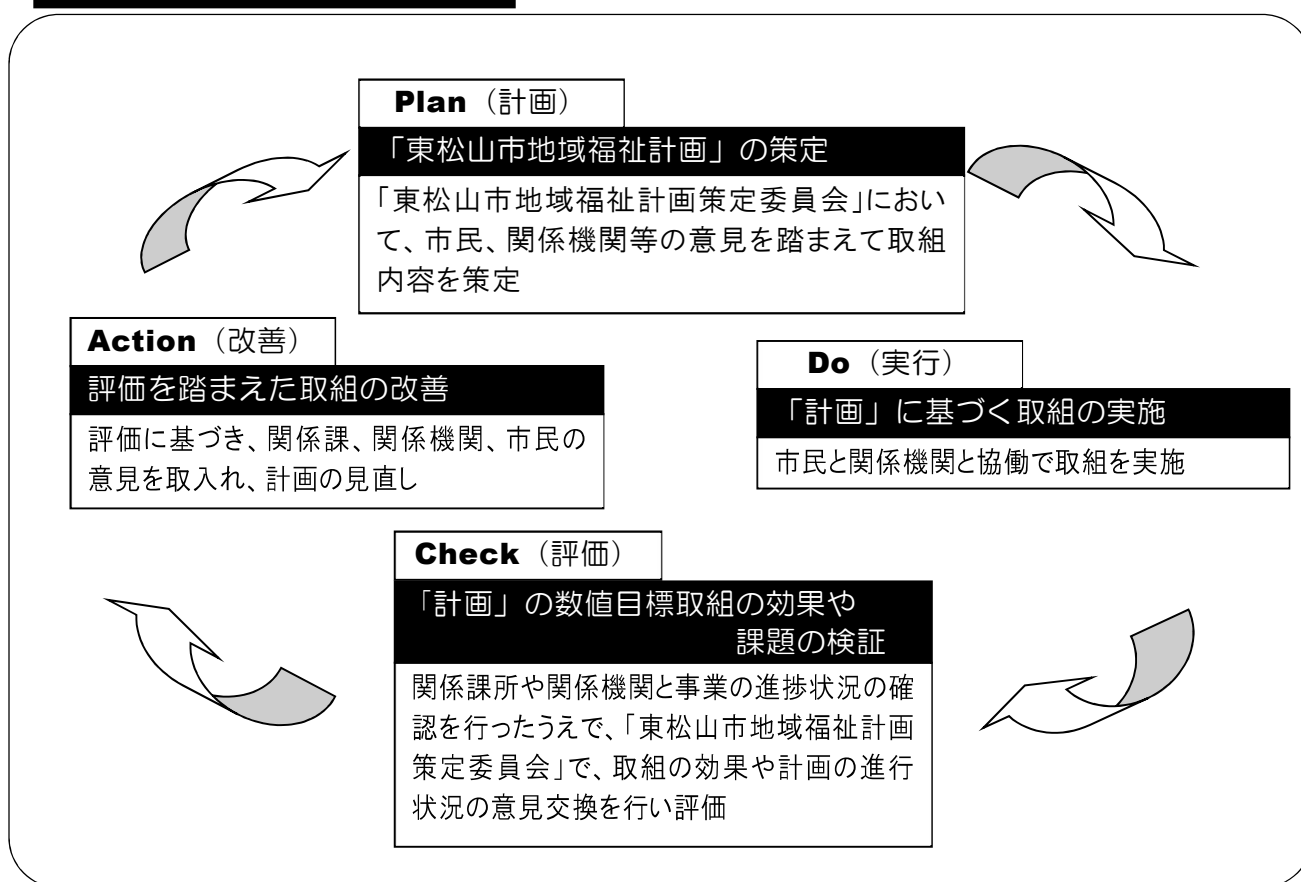
3 計画の実施状況の評価

第三次地域福祉計画は、関係課所や関係団体による進捗状況の確認を踏まえ、施策の方向性と照らし合わせながら、東松山市地域福祉計画策定委員会において評価を年に1回行い、PDCA サイクルに沿った計画の推進を図ります。また、計画の評価はホームページ等で公表します。

関係課所や関係団体による進捗状況の確認は、地域福祉に関する会議体などを活用し、対面による意見交換を基本とすることで、毎年度、進捗状況の確認と合わせ、施策の方向性の確認と認識の一致を図ります。

また、評価方法として、福祉に関する事業の特性から、定量的な評価だけではなく、質的な変化を捉える定性的な評価を併せて行い、取組の見える化を図ります。

PDCA^{*}サイクルのイメージ図



※「PDCA サイクル」とは、Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。